

各県立学校長 殿

沖縄県教育委員会  
教育長 金城 弘昌  
(公印省略)

### 県立学校の一部臨時休業の取扱いについて（通知）

みだしのことについて、令和2年8月10日付け教県第744号により、高校3年生を除き、県立学校を一部臨時休業とする旨通知したところですが、警戒レベルが第4段階に引き上げられたことから、一部臨時休業を継続します。ただし、一部の学校においては、地域の感染レベルを踏まえ、学校における感染のリスクを可能な限り低減しつつ、下記のとおり、高校1、2年生の分散登校を実施します。

については、職員、児童生徒、保護者へ周知の上、対応をお願いします。

なお、県においては緊急事態宣言が8月29日まで延長されたことを踏まえ、各学校においては、引き続き、万全の感染防止対策を講じていただきますようお願いいたします。

また、8月24日以降の対応については、改めて通知いたします。

### 記

#### 1 一部臨時休業及び分散登校の実施期間

令和2年8月17日(月)～令和2年8月23日(日)

#### 2 一部臨時休業の対象等

(1) 県立高等学校は1、2年生（下記※に記す高校を除く）とする。

高校3年生は、これまで通り、原則、時差登校並びに短縮授業とする。

(2) 県立特別支援学校は原則、全学年とする。

(3) 県立中学校は全学年とする。

※通常登校となる学校

辺土名高校、北山高校、本部高校、名護高校、北部農林高校、名護商工高校、久米島高校、宮古高校、伊良部高校、宮古工業高校、宮古総合実業高校、八重山高校、八重山農林高校、八重山商工高校

#### 3 分散登校の対象校等

読谷高校、嘉手納高校（1、2年生）

#### ※ 留意事項

健康観察を継続し、幼児児童生徒に風邪症状がある場合は登校しないよう、指導するとともに、同居家族に発熱など風邪症状がある場合も登校を控えるよう、保護者等に依頼すること。尚、その場合は、出席停止扱いとすること。